

四日市市告示第407号

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年 9月30日

四日市市長 田中 俊行

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市商工会議所（以下「商工会議所」という。）や楠町商工会（以下「商工会」という。）等の産業関連団体が、市内で製造又は加工された製品の販売力強化を目的として国内外で開催する展示会事業等について、その経費の一部を支援することで、市内中小企業者等のマーケティング力や販売力の強化につなげ、もって市内産業の強化・活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たす市内の者とする。

- (1) 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された特殊法人）
- (2) 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める産業関連団体

(補助対象事業及び経費)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定後、当該年度内に補助対象事業者が実施する中小企業者等により市内で製造又は加工された製品の販売力強化を目的とした見本市等（見本市、展示会、商談会など名称の如何に関わらず、販路の開拓を目的として、出展者の製品や技術を来場者に対して展示し、又は商談を行う催しをいう。以下同じ。）の開催又は出展事業とする。

2 補助対象事業のうち、補助金交付の対象となる経費については、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適正と認めるものとする。

3 補助対象事業者が他団体からの助成金等の交付を受ける場合は、当該助成金等を充当する経費については、補助対象経費に算入しないものとする。

4 第6条第1項の規定による交付決定がなされる前に着手した補助対象事業に要する経費（以下「事前経費」という。）については、補助対象経費に算入しないものとする。ただし、市長が必要かつ適当と認めたものについては、この限りでない。

(補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内とし、100万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金事業計画書(第2号様式)

(2) 四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金収支予算書(第3号様式)

(3) 見本市等の概要を説明する資料(主催者が作成した案内パンフレット、募集要項等)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第3条第4項ただし書の規定により事前経費について補助対象経費として前項の申請を行おうとする補助申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、次条第1項の規定による交付決定がなされる前に補助対象事業に着手した理由がわかる書類を添付しなければならない。

3 第1項の申請は、先着順に行い、同一者による複数回の申請も可とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う調査等により、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)又は四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金計画変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第8条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の変更を承認したときは、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金変更決定通知書（第7号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)補助対象事業実績書

(2)見本市等の実施状況が分かる書類（主催者等が作成した報告書、プレスリリース等）

(3)見本市等へ参加したことが分かる書類（補助対象事業者の社名が記載されたパンフレット、ガイドブック等の写し、商談会の参加者名簿等）

(4)支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。）、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。

(5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助対象事業者が補助対象経費を外貨で支払った場合には、金融機関の発行する支払った日の為替レートを証明する書類等を添付しなければならない。この場合において、円貨に換算した場合に1円未満の端数が生じた場合には、領収書ごとに1円未満の端数を切り捨てた金額を補助対象経費とする。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 補助対象事業者は、前条の規定により通知を受けたときは、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金請求書（第10号様式）により速やかに市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合

- (2) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合  
(書類の整備)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(調査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の評価)

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第13条の規定を除き、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部工業振興課)

別表（第3条関係）

補助対象経費

経費区分	経費の内訳
会場費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借料、出展料、入場料等</li> <li>・展示工事費（展示に必要な装飾工事費、電気工事費等）</li> <li>・備品使用料（展示ブース内で使用する機器（ショーケース、照明機器等）のレンタル料等）</li> </ul>
現地人件費	出展、商談及び準備・撤収時の現地通訳等の臨時人員に要する経費
輸送費	出展製品やパンフレット等の輸送に要する経費 (輸出入諸掛、保険料等を含む。)
広報・宣伝活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展製品のパンフレット・カタログ等作成・翻訳経費</li> <li>・新聞・雑誌・Web ページ等の広告費</li> <li>・見本市等で行う宣伝活動に要する経費</li> </ul>
専門事業者謝金等	出展に係るコンサルタント等の専門事業者への謝金・委託等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航にかかる航空運賃</li> </ul> (空港利用税、サーチャージ、保険料等を含む。) ※ただし、日当、食費を含めないものとする。
その他	その他市長が特に必要と認めた経費

(注) 補助対象経費に算入する経費については、原則として契約書（契約書を締結した経費に限る。）、請求書及び領収書（口座振替通知書）等の写しを支出証拠書類として後日提出する必要がある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）  
四日市市長

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者

印

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の内容および補助事業に要する経費の区分別添のとおり
- 4 補助事業完了予定期日  
平成 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金事業計画書

1 申請者の概要

設立年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
設立根拠法			
事業概要			
窓口担当者	所属部署・役職・氏名	電話番号	e-mail アドレス

2 事業内容等

(1) 見本市等の内容

開催する展示会 (又は商談会等) の名称	
展示会 (又は商談会等) の特徴	
主催者の名称 及び代表者名	
開催地	
開催期間	
出展期間	
出展者見込数	
来場者見込数	





#### 4 経費配分

(単位：円)

経費区分	事業費	補助対象 経費	積算明細 (詳細に記入すること)	補助申請金額
会場費				
現地人件費				
輸送費				
広報・宣伝活動費				
専門事業者謝金				
旅費				
その他				
合計				

(注) 補助金額の合計は、千円未満の端数が生じないこと。

#### 5 過去2年間の展示会開催実績

国名	展示会名	出展年月

第3号様式（第5条関係）

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

項目	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他補助金等		
その他		
合計		

（注1）「市補助金」については、千円未満の端数を切り捨てた額とすること。

（注2）「その他補助金等」には、国及び地方公共団体以外が支出する助成金等の交付を受ける予定がある場合にその金額を記入し、備考欄にその名称及び交付元を記載すること。

【支出の部】

（単位：円）

項目	事業費	左のうち補助対象経費	備考
会場費			
現地人件費			
輸送費			
広報・宣伝活動費			
専門事業者謝金			
旅費			
その他			
合計			

（注3）事業計画書の「4 経費配分」と整合すること。

（注4）「その他補助金等」を充当する経費については、補助対象経費から控除すること。

（注5）「収入の部」の予算額の合計と「支出の部」の事業費の合計は一致すること。

（注6）事業費の積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）を添付すること。

住 所  
名 称  
代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金については、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

2 補助金交付金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所  
名 称  
代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金  
については、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助事業名
- 2 不交付の理由

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）  
四日市市長

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者  
印

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市中小企業等販売力強化支援事業について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金変更申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

住 所  
名 称  
代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業等販売力強化支援事業の計画変更を承認したので、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金変更決定額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）  
四日市市長

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者

印

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた四日市市中小企業等販売力強化支援事業を完了したので、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の内容
- 3 事業の効果
- 4 添付書類

住 所  
名 称  
代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金については、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助事業名

2 確定補助金の額 金 円



第10号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）  
四日市市長

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者  
印

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金請求書

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

(フリガナ) :